（別添）

境界層該当証明書

住　　所

氏　　名　　（　　年　　月　　日生）

上記の者及びその世帯員は、世帯の収入が最低生活費を上回るため、生活保護が（申請却下・廃止）となりましたが、（却下に係る申請日・廃止日）及び保護を要しない理由は、下記のとおりであることを証明します。

記

（１）　却下に係る申請日・廃止日
　　令和　　年　　月　　日

（２）　保護を要しない理由
　　境界層該当措置による　　円以上の減額を受けることにより、保護を要しないため。

令和　　年　　月　　日
○○福祉事務所長

添付書類

<table>
<tr><th colspan="2">境界層該当措置の内容</th><th>減額される自己負担(月額)</th></tr>
<tr><td>⑴</td><td>給付減額等の記載が行われない。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑵</td><td>特定介護サービス又は特定介護予防サービス係る居住費等の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。
<table>
<tr><th>居室の種類</th><th>適用された後の額</th></tr>
<tr><td>ユニット型個室</td><td>１日につき「１３１０円」又は「８２０円」</td></tr>
<tr><td>ユニット型個室的多床室</td><td>１日につき「１３１０円」又は「４９０」円</td></tr>
<tr><td>従来型個室（特養等）</td><td>１日につき「８２０円」、「４２０円」又は「３２０円」</td></tr>
<tr><td>従来型個室（老健・医療院等）</td><td>１日につき「１３１０円」又は「４９０円」</td></tr>
<tr><td>多床室</td><td>１日につき「３７０円」又は「零円」</td></tr>
</table></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>【旧措置入所者の場合】
特定介護サービスに係る居住費等の特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。
<table>
<tr><th>居室の種類</th><th>適用された後の額</th></tr>
<tr><td>ユニット型個室</td><td>１日につき「１３１０円」又は「８２０円」</td></tr>
<tr><td>ユニット型個室的多床室</td><td>１日につき「１３１０円」、「４９０円」又は「零円」</td></tr>
<tr><td>従来型個室</td><td>１日につき「８２０円」、「４２０円」、「３２０円」又は「零円」</td></tr>
<tr><td>多床室</td><td>１日につき「３７０円」又は「零円」</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>(3)</td><td>特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る食費の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。
<table><tr><th>特定介護サービス又は特定介護予防サービスの種類</th><th>適用された後の額</th></tr><tr><td>短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護</td><td>１日につき「１３００円」、「１０００円」、「６００円」又は「３００円」</td></tr><tr><td>前の項に掲げる特定介護サービス以外の特定介護サービス</td><td>１日につき「１３６０円」、「６５０円」、「３９０円」又は「３００円」</td></tr></table>【旧措置入所者の場合】
特定介護サービスに係る食費の特定負担限度額が保護を必要としなくなるまで、１日につき「６５０円」、「３９０円」又は「３００円（平成１７年厚生労働省告示第４１７号に規定する３００円未満の額にあっては、当該額）」が段階的に適用される。</td><td></td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>利用者負担世帯合算額を「２万４６００円」又は「１万５０００円」と読み替えて高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費が適用される。</td><td></td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>保険料が、保護を必要としなくなるまで、市町村が条例で定めるより低い標準割合を乗じて得た額に減額される。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">減額される自己負担（月額）の合計額</td><td></td></tr>
</table>

注　(2)については、金額の記載の他に、算定に使用した居室の種類及び境界層措置により適用されることとなる居住費等の負担限度額の段階を「減額される自己負担（月額）」欄に記載すること。

(3)については、金額の記載の他に、境界層措置により適用されることとなる食費の負担限度額の段階を「減額される自己負担（月額）」欄に記載すること。